

- ◆ 第六波では高齢者施設におけるクラスターが多数発生するなどにより、入院患者の約8割が高齢者となり、要介護高齢者の受入や、ADLが低下した高齢者の転退院が進まないケースがあったことを踏まえ、中等度以上の介護的ケアやリハビリを重点的に行う医療施設等を整備。
- ◆ 高齢者に対応できる臨時の医療施設等の設置や現行の受入病床に、専任の専門職を配置し体制整備を図る。

コロナ陽性高齢者への対応の流れ

- ① 高齢者施設や自宅からの上り患者や、受入病院からの下り患者を下記の施設・病院において受け入れ。
- ② コロナ療養期間中は、介護的ケアやリハビリを受けることにより、ADL低下を防止。
- ③ コロナ治療終了後、速やかに後方支援病院や元の施設・自宅への転退院を促進。

介護度

重

- 手厚い介護が必要な方【要介護3～5程度】
(自宅で介護サービスが受けられない寝たきり等)

- 初期治療後に転院してリハビリが必要な方

- 一定の介護が必要な方【要介護2以上】
(むせ・嚥下障がいがある、排せつに介助が必要等)
(精神疾患の病識がなく指示が入らない、認知症等)

軽

- 見守りが必要な方【要介護1～2程度】
(食事セッティングが必要、歩行・入浴に介助が必要等)
(徘徊がある、精神疾患の治療が必要等)

- (ほぼ)自立している方【要支援・要介護1程度】

受入医療機関への入院

臨時の医療施設・
「高齢者医療介護臨時センター」

・拘縮を予防する可動域訓練(理学療法士)など

「高齢者リハビリ・ケア病床」
(精神科病院を含む)

・身体機能低下を防ぐリハビリ(理学療法士)
・嚥下訓練(言語聴覚士・理学療法士)
・食事・入浴介助、身体清拭(介護福祉士)
・精神科看護の充実(ケースワーカー)など

既存の軽症・中等症受入病院
(精神科病院を含む)

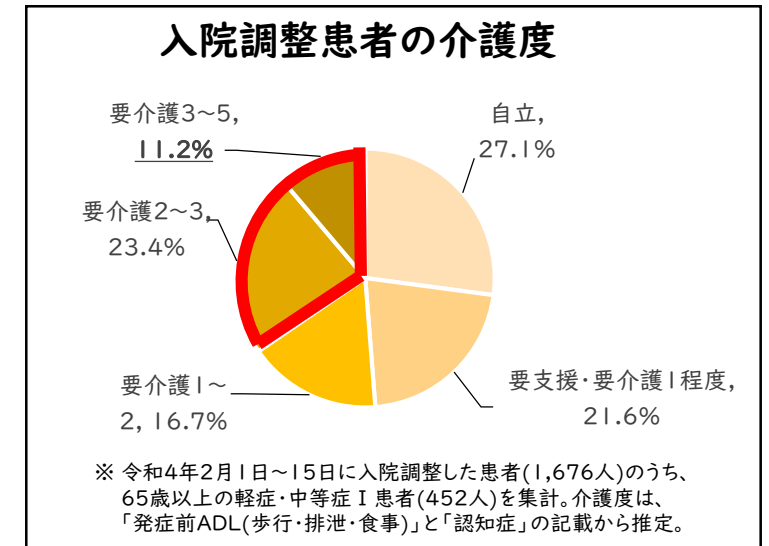
臨時の医療施設・スマイル、
高齢者用宿泊療養施設

診療型宿泊療養施設

①「高齢者医療介護臨時センター」の整備

コロナに感染したため、原則として自宅で介護サービスが受けられない高齢者や受入病院からの下り患者のうち、要介護度の重い方を受け入れ、介護的ケアやリハビリ対応を行いながら、中和抗体薬や経口薬の投与などのコロナ治療を実施する「高齢者医療介護臨時センター」を新たに設置（特措法第31条の2に基づく「臨時の医療施設」（設置者：大阪府知事））

整備手法	福祉施設を転用（借上げ）
運営方法	施設転用・人材確保・運営に係る事業一式を一体的に医療法人に委託
対象患者 診療内容	軽症、中等症Ⅰ程度の要介護3以上の患者で原則として自宅において介護サービスを受けることが困難な患者を対象とし、介護的ケアやリハビリ対応を行いつつ、中和抗体薬や経口薬の投与などの治療を実施
病床数	40床程度



②「高齢者リハビリ・ケア病床」の確保

(1) 体制確保協力金（新規）

府内に所在する新型コロナウイルス感染症患者受入病院であって、介護福祉士、理学療法士等の専門職をコロナ病棟に専任として配置し、中等度以上の介護的ケアやリハビリ対応が可能な体制を整備する医療機関に協力金を交付

【交付条件】

介護保険制度における要介護度の区分が「要介護2以上」の患者の受入

(2) 増床時の設備整備補助金（既存）

府内に所在する新型コロナウイルス感染症患者受入病院であって、要介護高齢患者を受け入れるために、新たにコロナ病床を増床する医療機関に設備整備補助金を交付

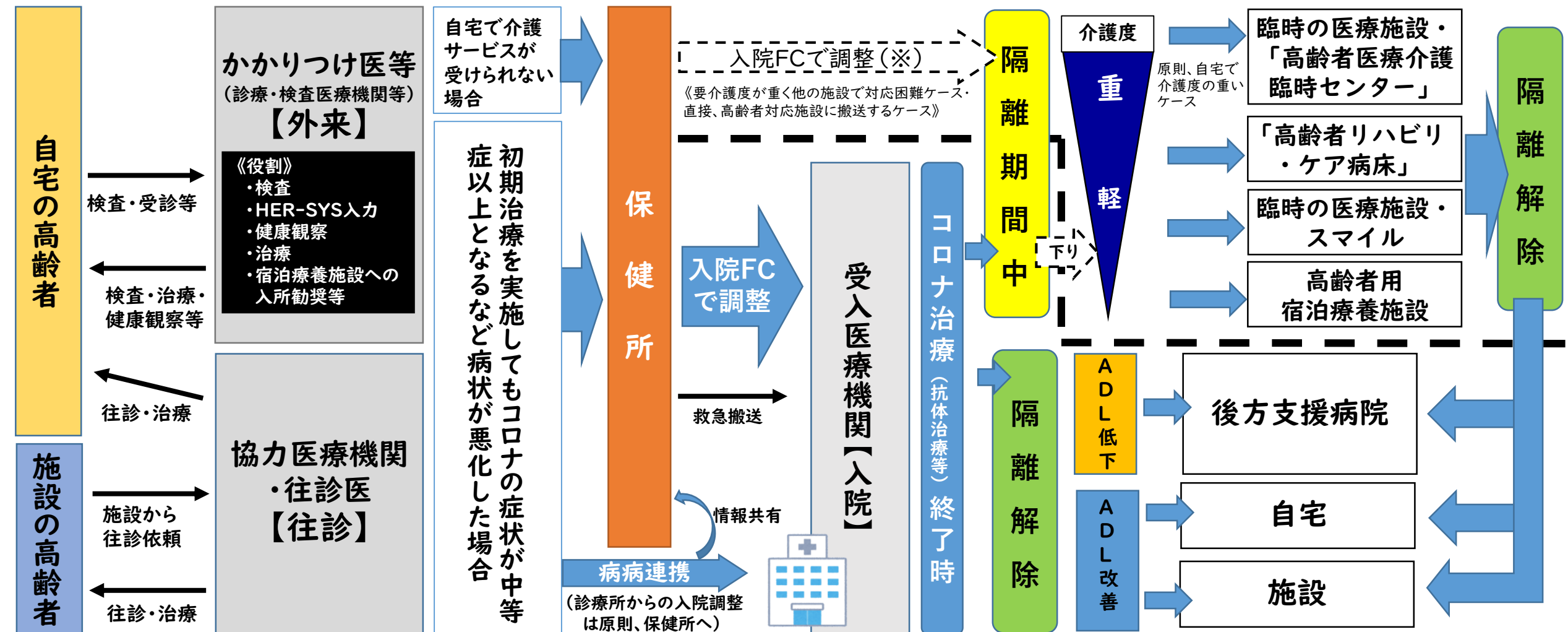
【交付条件】

既存病床に加え、新たに要介護高齢患者を受け入れるコロナ病床の増床（新規で新型コロナウイルス感染症患者受入病院となった場合の病床も対象）

取組み④ 高齢者の療養体制の充実—新型コロナの高齢者（自宅・施設）の療養フロー【改訂版】

- ◆ 自宅の高齢者はかかりつけ医（外来）もしくは往診医（在宅医療）、施設の高齢者は協力医療機関や往診医（施設往診）が初期治療を実施
- ◆ 隔離期間中であっても介護度の軽重に応じ、臨時の医療施設への転院や高齢者リハビリ・ケア病床への転床を促進
- ◆ 入院中の高齢者はコロナ治療が終われば、高齢者用宿泊療養施設・後方支援病院への転送や自宅・施設に戻っていただく

陽性判明～初期治療～療養～入院～転退院までのフロー



(※) 臨時の医療施設、「高齢者リハビリ・ケア病床」等での療養が可能と判断した場合（施設の稼働状況を踏まえ調整）